

海老名市個別施設計画
(文化スポーツ施設 (文化施設))

令和 4 年 3 月策定

令和 6 年 8 月改定

海老名市

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1－1. 計画の位置づけ(背景・目的)	
1－2. 計画で定める内容	
2. 対象施設および計画期間・・・・・・・・・・・・・・	7
2－1. 対象施設	
2－2. 計画期間	
3. 施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3－1. 施設の位置づけ・活用状況等	
3－2. 施設の配置	
3－3. 施設の劣化状況等	
3－4. 点検による維持管理	
4. 施設に係る基本的な方針等・・・・・・・・・・・・・・	21
4－1. 再編・再整備等に係る分析手法	
4－2. ポートフォリオ分析結果を踏まえた再編等の基本的な方針	
5. 対策内容と実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
5－1. 対策内容と実施時期	
5－2. 建物情報一覧表	

1. はじめに

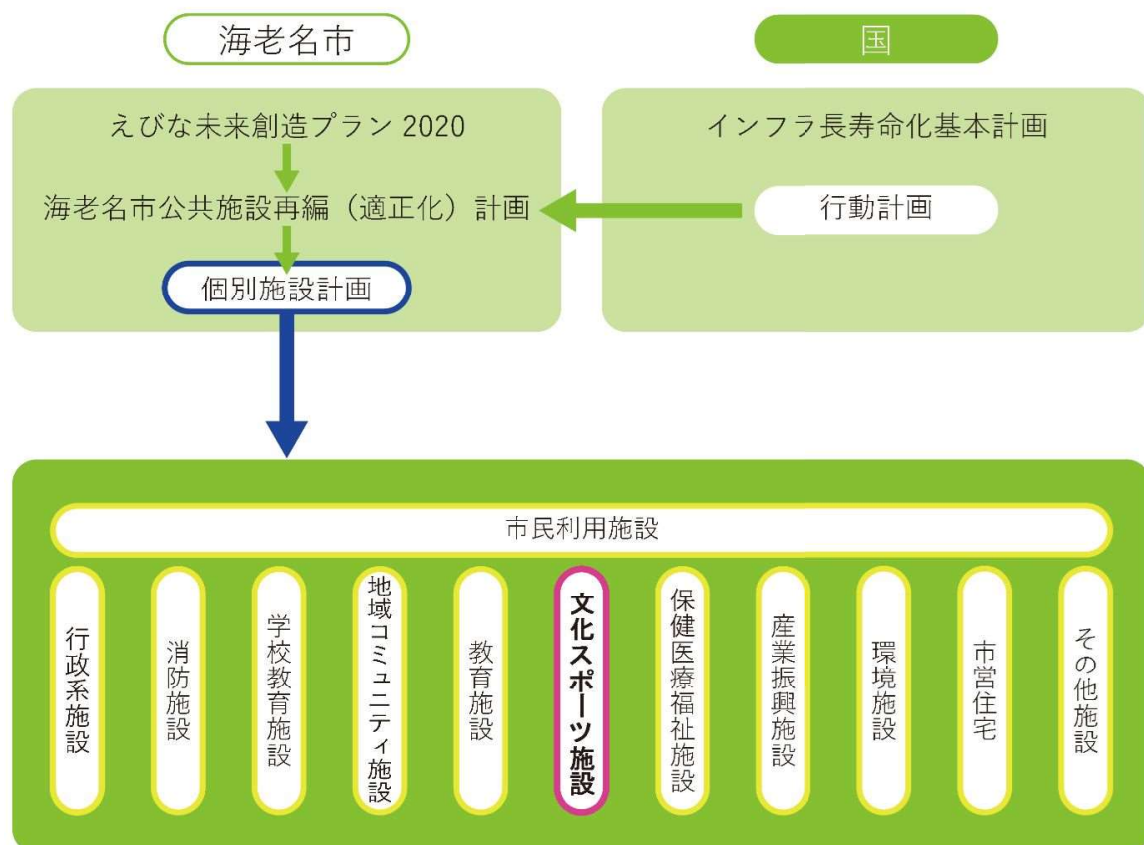
1-1. 計画の位置づけ（背景・目的）

海老名市では、国の「インフラ長寿命化計画」（2013 年（平成 25 年）11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁 連絡会議決定）に基づいて策定を要請された「公共施設等総合管理計画」について、2014 年（平成 26 年）11 月に「海老名市公共施設白書」の中で策定をした。その後、2017 年（平成 29 年）3 月には見直しを行い、「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（以下再編計画とする。）を策定し、2024 年（令和 6 年）2 月に改定した。

再編計画の中では、各施設の方角性を踏まえた個別施設計画の策定や、必要な方策を検討し、具体化を進めることとしている。

本計画では、再編計画に基づき、文化スポーツ施設（文化施設）について、現状の把握・分析を行い、施設のあり方について再検討する。

■個別施設計画の体系図



1 - 2. 計画で定める内容

(1) 個別施設計画の内容

個別施設計画は再編計画を受け、対象施設のあり方(存続・統廃合等)の方針、維持管理・更新等の実施時期・対策費用を施設分類ごとに示すものである。

(2) 個別施設計画の記載事項

「インフラ長寿命化基本計画」に示されている、個別施設計画に記載する事項は以下のとおり。

① 対象施設

再編計画において、分類した全ての公共施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等といった改修履歴や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

各施設の状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮のうえ計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位(修繕・更新等といった対策の内容、実施時期等)の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。

また、「③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の必要な事項についても、整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「③対策の優先順位の考え方」及び「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能の見直し(集約化・複合化・用途変

更等)、廃止、大規模改修、改築等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

■「個別施設計画の記載事項」に該当する本計画の章および節

個別施設計画の 記載事項	該当する章	該当する節
① 対象施設	2. 対象施設および 計画期間	2－1. 対象施設
② 計画期間	2. 対象施設および 計画期間	2－2. 計画期間
③ 対策の優先順位の 考え方	4. 施設に係る基本的な 方針等	4－1. 再編・再整備等に係る分析手法
④ 個別施設の 状態等	3. 施設の状況	3－1. 施設の位置づけ・活用状況等 3－2. 施設の配置 3－3. 施設の劣化状況等 3－4. 点検による維持管理
⑤ 対策内容と 実施時期	4. 施設に係る基本的な 方針等 5. 対策内容と実施時期	4－2. ポートフォリオ分析結果を踏まえた 再編等の基本的な方針 5－1. 対策内容と実施時期
⑥ 対策費用	5. 対策内容と実施時期	5－1. 対策内容と実施時期

(3) 準拠法令等

本計画の準拠法令等を以下に示す。

① インフラ長寿命化基本計画

(2013 年(平成 25 年)11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

② 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等

③ 海老名市公共施設再編（適正化）計画

④ 国の機関の建築物の点検確認ガイドライン

⑤ その他関係法令等

2. 対象施設および計画期間

2-1. 対象施設

対象施設の建築概要

本計画における対象施設は、文化施設である。

対象施設の建築概要を以下に示す。

■対象施設

番号	施設名	構造・規模	延床面積 (㎡)	所在地	竣工年月
①	文化会館 大ホール棟	鉄筋コンクリート造 3階建て	5,812	めぐみ町6番1号	1980年 2月
	文化会館 小ホール棟	鉄筋コンクリート造 4階建て	3,388	めぐみ町6番1号	1995年 6月
②	市民 ギャラリー		700 (専有面積)	中央二丁目9番50号 (プライムタワーアネックス1階内)	

2-2. 計画期間

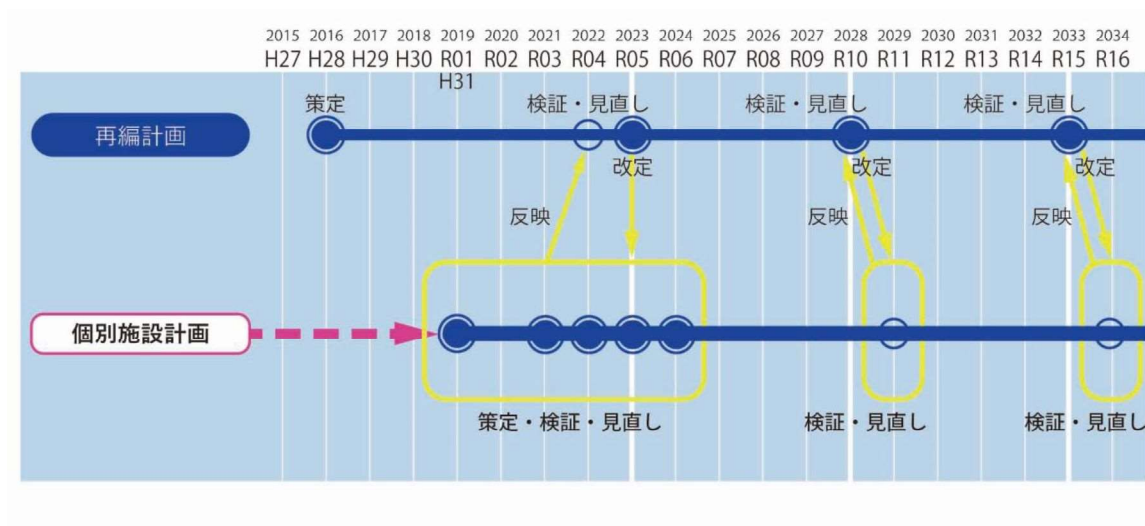
(1) 計画期間

再編計画の対象期間は、2017 年（平成 29 年）から 2062 年（令和 44 年）を見据えた内容となっており、個別施設計画においても、策定年度から、再編計画の対象期間と同じ 2062 年（令和 44 年）ごろまでを計画期間とする。

(2) 個別施設計画と再編・再整備計画の見直しサイクル

市全体として、施策展開との整合性を確保していくために、検証・見直しの期間を再編計画と同じ 5 年と定め、各施設の状態、上位計画の検証・見直しの内容を反映して、改修の基本方針や実施計画の見直しを図る。

■再編計画と個別施設計画の検証・見直しのイメージ



3. 施設の状況

3-1. 施設の位置づけ・活用状況等

(1) 対象施設の位置づけ

文化会館は劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に、「区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努める」とされている。施設の整備そのものについて法令における規定はない。

市民ギャラリーは、施設の整備について、法令における規定はない。

(2) 対象施設の概要と活用状況

①文化会館

- ・1980年(昭和55年)に大ホール棟・海老名市中央公民館(鉄筋コンクリート造3階建て)、1995年(平成7年)に文化会館小ホール棟(鉄筋コンクリート造4階建て)として建築された複合施設であった。
- ・1階フロアレベルは海拔21.47mに設定されている。
- ・停電時を想定して、自家用発電装置が設置されており、定期的に保守点検を行っている。
- ・2010年(平成22年)に大規模改修及び耐震補強工事がなされており、これに伴い、海老名市中央公民館は廃止され、大ホール棟及び小ホール棟からなる単独施設となった。



文化会館

②市民ギャラリー

- ・1995年(平成7年)竣工、1階の一部を区分所有している施設である。ギャラリーは、第1展示室、第2展示室からなる。
- ・建物全体の管理、保守点検は区分所有であるため、建物所有者が行っている。



市民ギャラリー

(3) 対象施設の役割

文化会館は、大ホール、小ホール、120 サロンの他、練習室・会議室等計 25 の貸室を備えており、文化ホールと中央公民館を集約した施設と位置づけられる。大ホール、小ホール、120 サロンはいずれも稼働率が 80% 以上(コロナ禍以前)で利用が多い。他の貸室も稼働率が高い。

民間ホールは使用料が高く、市内にも立地していない。

劇場、音楽等の活性化に関する法律に、「区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすように努める」とされている。

市民ギャラリーは旧庁舎の用地の一部で、売却時の契約に沿って区分所有権を設定して整備された施設である。駅からのアクセスは良いが、専用駐車場がなく、来場者は多くない。

3-2. 施設の配置

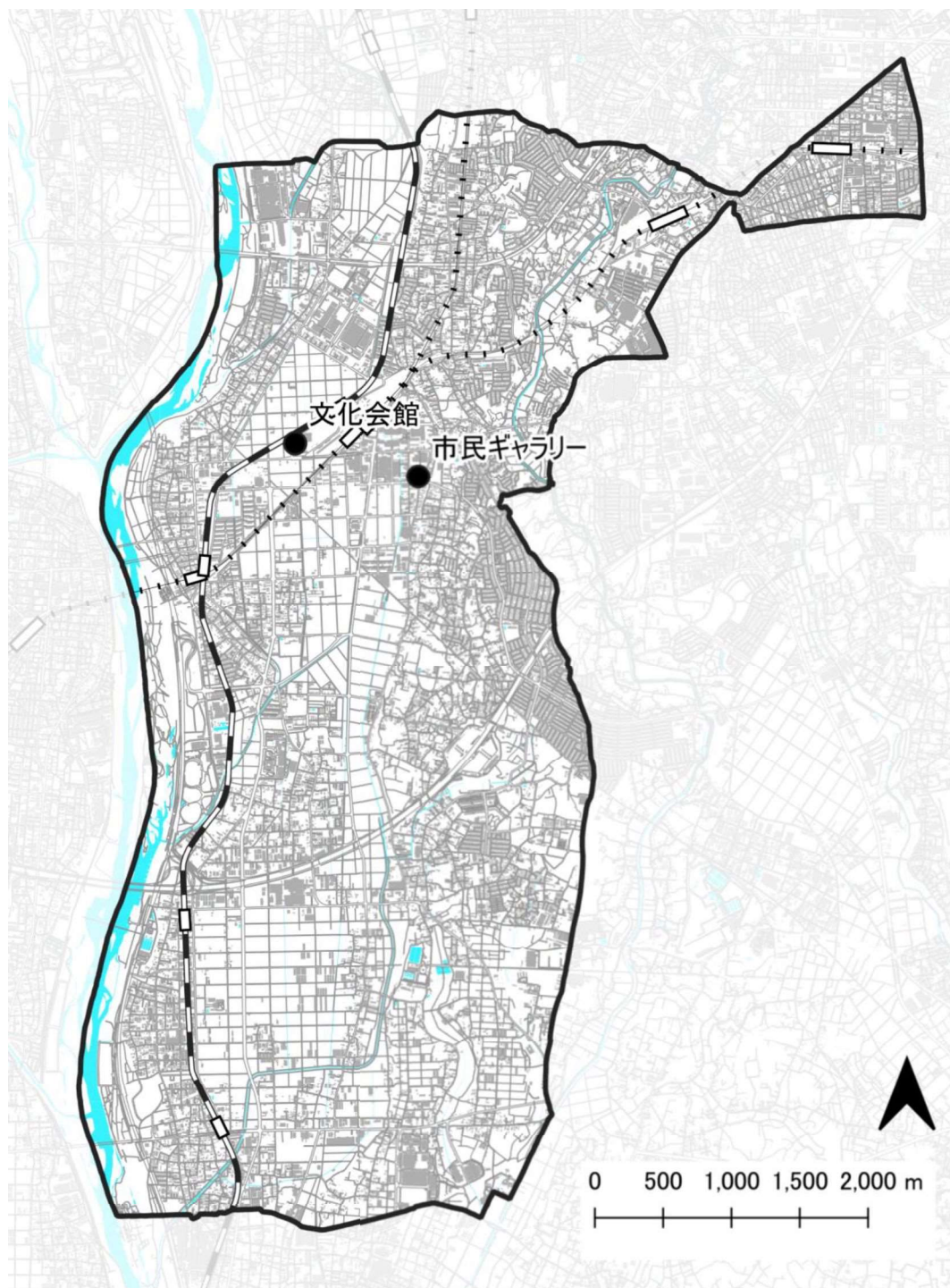
対象施設の敷地分析

文化会館はめぐみ町 6 番 1 号に位置し、中央図書館、総合福祉会館に隣接している。

市民ギャラリーは中央二丁目 9 番 50 号に位置する。

文化会館、市民ギャラリー、海老名駅はおよそ 1 km 圏内にあり徒歩で移動可能な距離にある。

■各施設の分布状況



3-3. 施設の劣化状況等

建築物の劣化状況（2023 年（令和 5 年）12 月時点）

■文化会館大ホール棟

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況評価
屋根・屋上	・ 防水劣化、ドレーンに不良箇所あり 【写真 1】	2010 年	B
外壁	・ クラック、タイル劣化があるが、経年劣化程度。【写真 2】	2010 年	A
外部開口部	・ 経年劣化がみられる。	なし	C
内部仕上	・ 天井に漏水跡あり。【写真 3】 ・ 既存不適格の階段（手摺なし）【写真 4】	2010 年	A
電気設備	・ 舞台音響関係設備に品質確保上の劣化がみられる。 ・ その他の設備にも経年劣化がみられる。	2010 年	A
給排水衛生設備	・ 経年劣化がみられる。	2010 年	B
冷暖房換気設備	・ 経年劣化がみられる。	2010 年	B
昇降機その他設備	・ 既存不適格がある。	2010 年	A
【写真 1】  【写真 2】  【写真 3】  【写真 4】 			

■文化会館小ホール棟

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況評価
屋根・屋上	・ 防水劣化、ドレーンに不良箇所あり 【写真 1】	なし	B
外壁	・ クラック、タイル劣化がみられるが、軽度の経年劣化 【写真 2】	なし	B
外部開口部	・ 漏水跡あり 【写真 3】	なし	B
内部仕上	・ 経年劣化がみられる。	なし	B
電気設備	・ 経年劣化がみられる。	なし	B
給排水衛生設備	・ 経年劣化がみられる。	なし	C
冷暖房換気設備	・ 経年劣化がみられる。	なし	C
昇降機その他設備	・ 既存不適格がある。	なし	B
【写真 1】  【写真 2】  【写真 3】 			

■市民ギャラリー

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況評価
屋根・屋上	・ 専有範囲外。	-	-
外壁	・ 専有範囲外。	-	-
外部開口部	・ 専有範囲外。	-	-
内部仕上	・ 経年劣化がみられる。【写真 1】【写真 2】	なし	B
電気設備	・ 経年劣化がみられる。	なし	C
給排水衛生設備	・ 経年劣化がみられる。	なし	C
冷暖房換気設備	・ 空調に不具合が生じている。	なし	C
昇降機その他設備	・ 専有範囲外。	-	-
【写真 1】 【写真 2】  			

■劣化状況評価の基準

部位の全面的な改修年からの経過年数を基本とし、著しい劣化事象の有無を加味したうえで、A、B、C、Dの4段階で評価する。部位が複数あるもの（屋根、外壁等）は最も大きな面積である仕様項目で評価する。

部位		標準 耐用 年数	経過年数による評価基準			
			A	B	C	D
屋根・屋上	アスファルト保護防水	30	15年未満	15～30年	30年以上	著しい劣化事象がある場合
	その他の防水・屋根	20	10年未満	10～20年	20年以上	
外壁	複層塗り、薄塗り	20	10年未満	10～20年	20年以上	
	タイル、石、パネル	40	20年未満	20～40年	40年以上	
外部開口部	アルミサッシ、ガラス	40	20年未満	20～40年	40年以上	
	スチールサッシ	30	15年未満	15～30年	30年以上	
内部仕上げ	床・壁・天井・その他	40	20年未満	20～40年	40年以上	
電気設備	受変電	30	15年未満	15～30年	30年以上	
	電力、電灯、通信、防災等	20	10年未満	10～20年	20年以上	
給排水衛生設備		20	10年未満	10～20年	20年以上	
冷暖房換気設備		20	10年未満	10～20年	20年以上	
昇降機設備		30	15年未満	15～30年	30年以上	
外構・その他工作物		40	20年未満	20～40年	40年以上	

※建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター 最新版）を基に設定

3-4. 点検による維持管理

維持管理のための各種点検手法等について以下の通り位置づけ、状態把握に努める。

(1) 定期点検

文化会館は、建築基準法第 12 条 1 項・2 項に基づく法定点検の対象となっており、法に則り、定期的に点検を継続していく。

市民ギャラリーは、建築基準法第 12 条 1 項・2 項に基づく法定点検の対象外となっているが、主に人命に関わる事故等の危険性がないかを主眼とした点検を定期点検と位置づけ、概ね 3 年以内ごとに実施していく。

(2) 日常点検

定期点検の項目のうち、特に安全性に係る内容で、有資格者以外でも確認可能なものは、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室最新版）等を参照し、日常的に点検を実施する。

(3) 保守点検

特に点検確認に専門知識等が必要となる設備機器やエレベーター及び消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき点検報告義務のある消防用設備等の点検については、専門業者と保守契約等を行い、適切な状態把握に努める。

上記点検の結果は、効率的・効果的な修繕・維持管理に役立てるため記録する。

点検記録に基づき修繕等を行った際は、その内容も記録し、次回の点検に活用するサイクルを構築していく。

点検結果や修繕の記録は、関係する全ての者が共有し、適時適切な修繕を計画的に実施するための資料とするほか、将来見込まれる修繕工事の内容や時期を決定するための検討資料とする。

4. 施設に係る基本的な方針等

4 - 1. 再編・再整備等に係る分析手法

(1) 再編・再整備計画の考え方

再編・再整備の方針を検討するにあたり、「ポートフォリオ分析」を用いる。

下表の評価視点「建築物性能」「行政サービスの義務レベル」を分析指標として採用し、その評価基準に基づいた評価を行うことにより最適な方針を選択しようとするものである。

■再編の検討方針に係る「評価視点・評価・評価基準」

評価は令和5年度時点

評価視点	評価	評価基準
建築物性能	A	定期的なメンテナンスや改修等により、適切に維持管理されている。
	B	部分改修、大規模改修工事の時期に到達しているが未改修、または5年以内に改修時期に到達する。
	C	目標耐用年数の残り年数が10年を切っている。
行政サービスの義務レベル	A	行政サービスの提供が必要であり、民間参入の見込みがない、あるいは少なく、今後も継続して行政サービスを行う必要がある。
	B	民間参入の見込みはあるが、市民生活を支えるため、行政が積極的にかかわるべき行政サービスであり、今後も継続して行政サービスを行う必要がある。
	C	行政サービスの提供は必要ではあるが、社会情勢や人口動向等により民間活用や広域連携といった運用見直しが可能である。
	D	民間活用等や広域連携による代替が有益だと判断できるサービス。
	E	利用の低迷や設置当初の目的を果たしたと見なせるサービス。

※ 大規模改修工事…外装・内装・空調・給排水・電気設備等のすべてを改修し、施設の長寿命化を図る工事。目標耐用年数の中間年に行うことが望ましい。

※ 部分改修工事……主に外装、空調、給排水のいずれかを改修する工事。

前回改修から15年程度で実施することが望ましい。

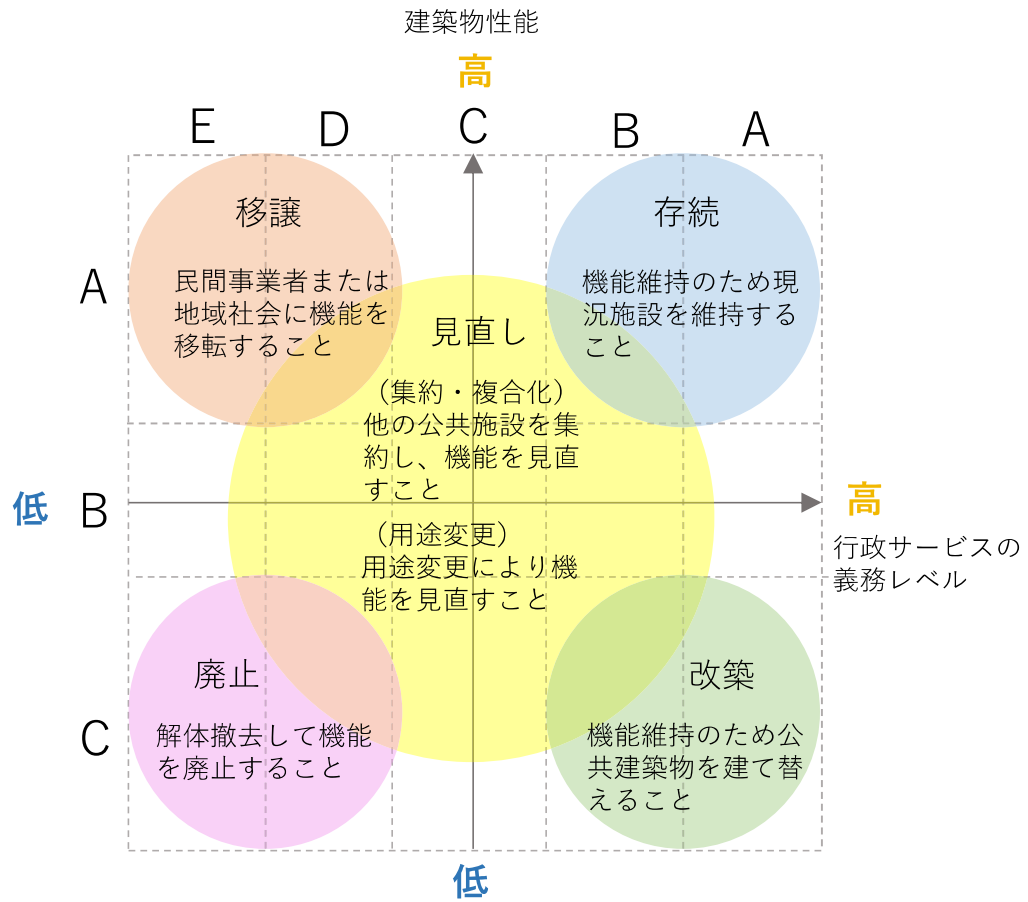
※ 目標耐用年数……建設された年代や劣化状況、構造種別等から、施設個別に設定している施設維持の目標とする耐用年数。

※ ポートフォリオ分析…異なる二つ以上の指標を組み合わせた分析手法。

(2) 再編・再整備の分類

ポートフォリオ分析の評価から導く再編の各分類は、下表に示す区分とする。

■再編の方針と評価イメージ



(3) ポートフォリオ分析結果

①文化会館

○大ホール棟

◎建築物性能：評価 B

建物の外部は、経年劣化に伴い、改修・更新、修繕が部分的に必要である。設備（舞台音響関係設備、電気関係設備、空気調和等設備、給排水衛生設備）は、更新周期には満たないが、経年劣化が生じており、改修・更新、修繕が必要である。建物の耐震性に問題はないが、計画的な改修工事の検討が必要である。今後も、定期的に点検・改修等を行うことで建物性能を維持していくことが可能である。

◎行政サービスの義務レベル：評価 B

大ホール、小ホール、120 サロンはいずれも稼働率が 80%以上(コロナ禍以前)で利用が多い。他の貸室も稼働率が高い。民間ホールは使用料が高く、市内にも立地していない。諸室も含めて稼働率が一定の水準にあることから、継続利用する。

○小ホール棟

◎建築物性能：評価 B

建築及び設備全体として、一度も大規模改修したことがないのを前提とした中で、建物の外部及び内部は、経年劣化に伴い、改修・更新、修繕が部分的かつ部位によっては全面的に必要である。設備（舞台音響関係設備、電気関係設備、空気調和等設備、給排水衛生設備）は、経年劣化が生じており、改修・更新、修繕が必要である。建物の耐震性に問題はないが、建築の劣化現象のレベルとしては中度に進行している。設備は、機能や性能に影響を及ぼす恐れのある劣化や不具合、部分的には機能や性能に影響を及ぼしている劣化や不具合が生じている。建物性能を維持していくためには、大規模改修もしくは劣化部位に応じた計画的な改修・更新、修繕が必要である。

◎行政サービスの義務レベル：評価 B

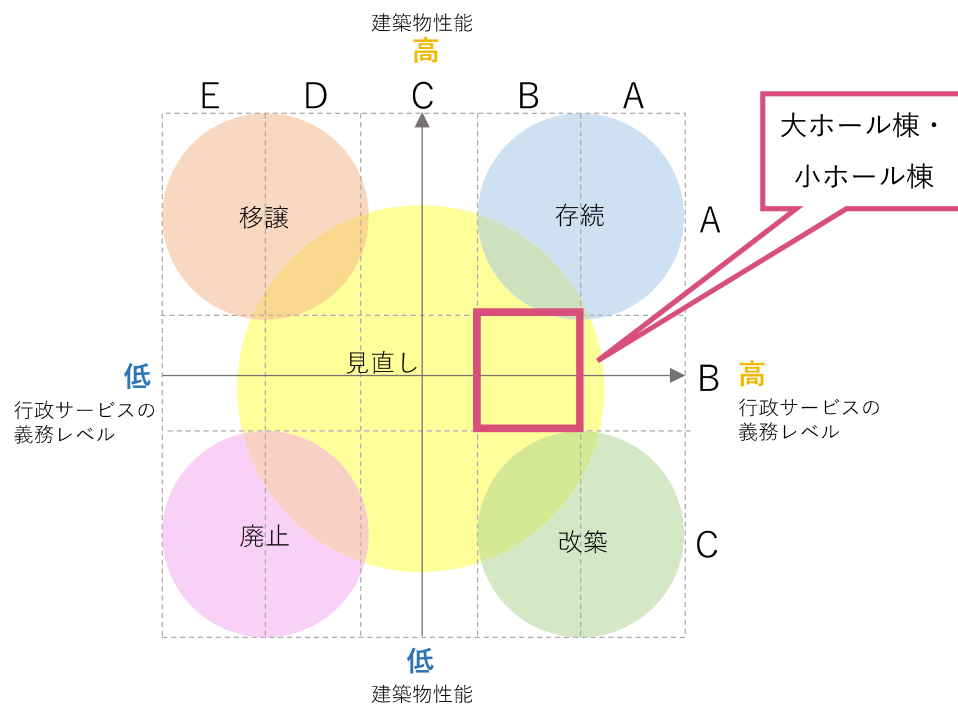
大ホール棟と同様。

以上より、ポートフォリオ分析による再編の方針を次頁の図表に示す。

■再配置の方針

施設名	評価視点及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
文化会館・大ホール棟	B	B	見直し
文化会館・小ホール棟	B	B	見直し

■ポートフォリオ分析による再編の方針



②市民ギャラリー

◎建築物性能：評価 B

空調機器は経年劣化が生じており、その他設備も耐用年数を超過しているため、施設のあり方とともに方策を検討する必要がある。建築物としての性能を維持していくためには、他の区分所有者との協議を経た合意を必要とする。

◎行政サービスの義務レベル：：評価 E

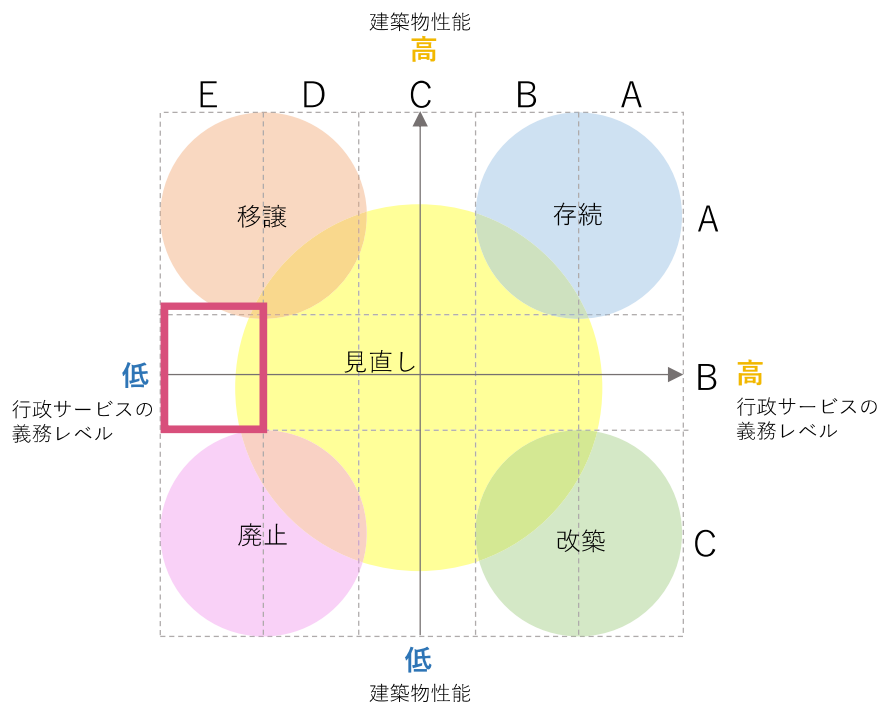
一定の利用はあっても、来場者は多くないことから、文化施設の一つとしてのギャラリーの位置づけやあり方について見直す。現在のギャラリーは、旧庁舎の用地活用を発端として整備された経緯があることから、あり方検討に際しては、現地での存続にこだわらず、移譲等有効活用することも検討する。

以上より、ポートフォリオ分析による再編の方針を以下の図表に示す。

■再配置の方針

施設名	評価視点及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
市民ギャラリー	B	E	移譲

■ポートフォリオ分析による再編の方針



①文化会館

文化会館は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律に基づき、実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている中で、文化施設として、文化芸術に関する活動を行うための中核を担う施設である。

大ホール棟は、築30年時の2010年（平成22年）に大規模改修および耐震補強工事が行われている。今後、経年劣化状況に合わせた部分的な改修・更新、修繕を計画的に実施しつつ、財政状況や各種補助制度の動向を総合的に勘案し、隣接する中央図書館、総合福祉会館を含めた文化ゾーン一体としての整備も視野に入れ、規模や機能の見直しを図る可能性も検討していく。

小ホール棟は、経年劣化状況に合わせた部分的かつ部位によっては全面的な改修・更新、修繕を計画的に実施しつつ、大規模改修工事のほか、大ホール棟同様中央図書館や総合福祉会館を含めた文化ゾーン一体としての整備も視野に入れて検討する。

②市民ギャラリー

市民ギャラリーは、旧庁舎の用地の一部で、売却時の契約に沿って区分所有権を設定して整備された展示施設である。

当該施設は廃止に向けた検討を進めるが、展示機能は維持しつつ、施設のあり方は文化ゾーンとともに検討していく。

5. 対策内容と実施時期

5-1. 対策内容と実施時期

目標耐用年数等に基づいて設定した目安の工事時期及び概算金額を以下に示す。

※事業化の際は時点の実情に応じた再検討が必要になる。

■概算金額年表（10年）

単位：百万円

施設名	建物名	【第1期】2023(R5)～2032(R14)									
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
文化会館	大ホール棟				22	439				9	170
	小ホール棟	外・空			13	256					
市民ギャラリー	－										
通常維持費(小規模修繕費等)		10									
		単純 集計		919			消費 税込		1,011		

凡例

種 類	構 成
外部改修 設備改修 空調改修 複数部位を同時に実施する場合 (例：外部・空調を同時実施) 大規模改修 リース 新築・建替え 解体 廃止	1年目 2年目 設計 工事・監理 初年度設計、次年度工事を基本構成とする 1年目 工事 ※1 設計を含まず、工事のみの場合 1年目 2年目 3年目 設計 仮設建物 工事・監理 ※2 仮設の建物が必要な工事の場合 1年目 2年目 3年目 設計 (新築・解体) 解体工事 工事・監理 ※3 既存敷地に建替えスペースが確保できない場合 1年目 2年目 3年目 設計 (新築・解体) 工事・監理 解体工事 ※4 既存敷地に建替えスペースが確保できる場合

※金額表示の無い着色マスは、改修等の実施が望ましい本来の周期を示す。

※金額表示のある着色マスは、市有施設全体の工事時期が過度に重複しないよう平準化した場合の工事時期を示す。

5-2. 建物情報一覧表

凡例

耐震基準

避難所施設等
避難：避難所予定施設
福祉：福祉避難所予定施設
一時：一時滞在予定施設
医療：災害時医療救護関連施設

構造

RC造：鉄筋コンクリート造
S造：鉄骨造
SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造
RC+S造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
LGS造：軽量鉄骨造
CB造：コンクリートブロック造
W造：木造

借地の有無

○：当該建物の運営に関連する土地に
借地がある場合
(敷地から離れた駐車場等含む)
－：借地無し
※：建物ごとに敷地が分かれていない
施設に借地がある場合は全ての建
物に○を付ける

劣化状況評価は

「3-3 ■劣化状況評価の基準」による。

整備水準

○：該当設備がある
：該当設備なし

※省エネガラス・サッシ及びLEDは対象物の概ね過半以上が整備されていれば○を付ける。

建築物性能と行政サービスの義務レベルは

「4-1 再編・再整備等に係る分析手法」による。

■建物情報一覧表(令和5年12月時点)

建物基本情報										構造躯体の健全性			劣化状況評価					整備水準					評価視点及び評価		再編方針									
施設名	建物名	避難場所施設等	指定管理		借地の有無	構造	階数		延床面積 (㎡)	建設年度		耐震安全性		屋根・屋上	外壁	外装開口部	内部仕上	電気設備	給排水衛生設備	冷暖房換気設備	防犯カメラ等の監視機	自家発電	主要設備空間化	多目的トイレ		エレベーター	点字ブロック	スロープ	屋上・緑面緑化	省エネガラス・サッシ等	LED	太陽光発電	建築物性能	行政サービスのレベル
			有無	指定管理期間中の年			地上	地下		西暦	和暦	耐震基準	診断												補強									建築物性能
	文化会館	大ホール棟	一時	○	R8	-	RC造	3	-	5,812	1979	S54	旧	不要	不要	B	A	C	A	B	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B	B	見直し
		小ホール棟	一時	○	R8	-	RC造	4	-	3,388	1995	H7	新	不要	不要	B	B	B	B	C	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B	B	見直し
市民ギャラリー	-	-	-	○	R8	-	-	-	-	700	1995	H7	新	不要	不要	-	-	-	B	C	C	-	○	○	○	○	○	○	○	○	B	E	修繕	